加 支 報 告



※該当箇所に レーすること。

. [政	治	団	体	の	区	分	
		政							党
		政		党	σ,)	支		部
		政	治	ì.	資	金	団]	体
					正法 定に				
	V	そ	の	他	の _.	政	治	団	体
		そ	の他	の	政治	団	体 の	支	部
		活	動	区	域	の	区:	分	
		全	虱(2 君	《首席	子県し	и F.)	

(ふりがな)

あいはらくみこ後援会 1 政治団体の名称

東京都千代田区永田町2-1-1 2 主たる事務所の所在地 6 1 1

あいはらくみここうえんかい

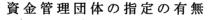
3 代表者の氏名 相原 久美子

4 会計責任者の氏名 竹内 広人

平成 30 年分

団体コード 1 1 8 0 0 6 6 9 2 0 0 1 2 0 前年繰越額 316, 461

事務担当者の氏名 0-061



資金管理団体の届出をした

相原

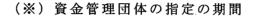
国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体 レ

政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者 相原 久美子 氏

经院员



平成 年 日から 平成 年 まで H

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・収消しをした場合のみ記入のこと。

_ 受 付	審査	確認	消込

	(※)	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
--	-----	-----------------------

平成 月 日から 平成 月 日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなく なった場合のみ記入のこと。

The same of the sa							
100010				ļ			





1317

収支の状況

1 収支の総括表

収 入 総 額	18, 824, 023
(前年からの繰越額)	3, 316, 461
(本年の収入額)	15, 507, 562
支 出 総 額	1, 509, 555
翌年への繰越額	17, 314, 468

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の	D負担する党費又は会費	
金 額		0
員 数	(党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附				
ア 寄附(イを除く。)の区分	金	額	備	考
(ア) 個人からの寄附		0		
(うち特定寄附)		0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		0		
(ウ) 政治団体からの寄附		15, 507, 532		
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		15, 507, 532		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		0		
イ 政 党 匿 名 寄 附		0		
合 計 (ア + イ)		15, 507, 532		

(6) その他の収力					
摘	要	金	額	備	考
		·			
				. ,	
		,,,		<u> </u>	
					.
, ,					
		·			
		····· · · · · · · · · · · · · · · · ·			
この育	の小計		0	<u> </u>	
	未満のもの				
			30		
合· 	計	·	30		

(その7)

その他の寄附

合

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分	3. 政治団	体
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金	額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	職業(団体にあっては、代 表者の氏名)	備考
民進党参議院比例区第6総支部		15, 507, 532	H30/8/31		相原久美子	
	,	-				
·						·
y=					·	
·						
					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	•				-	
この頁の小計		15, 507, 532			,	

15, 507, 532

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

0			
(1) 支出の総括表			
項目	金額	備 本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	考
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	3, 380	0	
(4) 事 務 所 費	10, 800	0	
小計	14, 180	0	
2 政 治 活 動 費			
(1)組 織 活 動 費	65, 656	0	
(2)選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	240, 646	0	
ア機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	240, 646	. 0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エその他の事業費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	1, 189, 073	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	1, 495, 375	0	
合計	1, 509, 555		

(その14)

その他の支出

合

計

(2) 経常経費(人件費を除く	。)の内訳	項	目 別 区 分	3. 備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあって は、主たる事務所の所在地) 備 老	夸
		·			
-					
14.4					
				· .	
				·	
		`	·		
この頁の小計	C		<u> </u>		—

3, 380 3, 380

計

合

(2) 経常経費(人件費を除く	。)の内訳		項	目 別 区 分	4. 事務所費	
支出の目的	金	額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあって は、主たる事務所の所在地)	備考
政治資金監査報酬	·	10,800	H30/2/27		東京都豊島区西池袋1-5-3	
	:					
			-			
						,
この頁の小計		10,800				

10,800

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1. 組織活動費		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			会合費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあって は、主たる事務所の所在地)	備考	
飲食代	15, 822	H30/9/13	神庄	沖縄県那覇市泉崎2-3-8		
飲食代	13, 710	H30/9/14	久米二丁目	沖縄県那覇市久米2-25-11		
		·				
		·		,		
		, .				
		٠,			,	
		-				
この頁の小計	29, 532					

7, 750 37, 282

(9) 政治江州中の内部				1. 組織活動費		
3) 政治活動費の内訳		項目別区分		旅費交通費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあって は、主たる事務所の所在地)	備考	
		·				
					······································	
		- -				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		Market Miles	•		
			·			
この頁の小計	0					
その他の支出	16, 030					
合 計	16, 030	·		•		

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1. 組織活動費 渉外費	

				,	
	** *** , ***, ***, ***				
	·				
			··		
					•
この頁の小計	0				
その他の支出	12, 344				
合 計	12, 344				

計

合

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4. 宣伝事業費		
(*) O(HIH 2007(*) 1 1 W (宣伝広告費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあって は、主たる事務所の所在地)	備考	
D刷費	240, 430	H30/4/4	株式会社トラスト	東京都千代田区六番町1		
		,				
	*					
この頁の小計	240, 430					

216 240, 646

(2) 政治江南東の古田		774	目 別 区 分	7. 調査研究費		
(3) 政治活動費の内訳		項	目 別 区 分	調査費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあって 備 考 は、主たる事務所の所在地)		
航空券代	426, 840	H30/6/14	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2		
IL0議連海外視察に関する航空 券代金	381, 640	H30/9/19	日通旅行株式会社	東京都千代田区大手町1-6-1		
نا الله الله	00 107			905 California Street Nob Hill メリカンエキスプレスカー		
宿泊費	92, 127	H30/9/20		Francisco ド購入。1ドル 114.491円で 協質		
宿泊費	59, 749	H30/9/26	hotel niklco hanoi	換算。 84 Tvan Nhan Tong Street, 11月12日、ア メリカンエキ スプレスカー ド購入。1ドン		
				H anai, N etham. =0.00494円で 換算。		
宿泊費	9 <i>1</i> 933	H30/0/27	Hotel CE KOTAL	92 Rulchak Uthei Down Perh 11月12日、アメリカンエキスプレスカー		
шия	24, 200	1130/ 9/ 21		福岡県福岡市博多区下川端町9-3 Sangkat Wat Phnom, Phnom Penh, Kingdom of Cambodia 換算。		
旅費交通費	204, 484	H30/10/31	多達院支承見予農 見七人	東京都千代田区永田町2-1-1		
その他の支出	0					
合 計	1, 189, 073		•			

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無								
資産等の項目別区分	有	·無	備	考				
ア土地		V						
イ建物		V						
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		V						
エ 取得の価額が100万円を超える動産		S						
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又 は 貯 金 (普 通 貯 金 を 除 く 。)		V		·				
力 金 銭 信 託		V	-					
キ 有		V		,				
ク 出 資 に よ る 権 利		Ū.						
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		V						
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		V						
サ <u>取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権</u> <u>利</u>		V						
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		Ø						

宣

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 1 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成31年 2月 28日

政治団体の名称 あいはらくみこ後援会

会計責任者の氏名

竹内

広人



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監査報告書

平成 3/年 2月/日

あいはらくみこ後援会 代表 相原 久美子 殿

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法 (以下「法」という。) 第19条の13第1項の規定に基づき 関する政治資金監査を行った。 細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的 すべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明 あいはらくみこ後援会の平成30年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書の (支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。) について、支出に
- (2)化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニ ュアル」という。)に基づき行った。 この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作 領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に 成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、 ついて、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することに
- (4) この政治資金監査は、 あいはらくみこ後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1)的書が保存されていた。 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、 領収書等を徴し難かった支出の明細書、 振込明細書及び振込明細書に係る支出目 明細書、 領収書

AP)

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議 係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。 員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定す 振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。 る収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支 出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、 会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

実はない。 あいはらくみこ後接会と私との間には、 法第19条の13第5項の規定に違反する事

との間においても、同様である。 また、あいはらくみこ後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者

以上

